

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２０年６月９日

東広島市長 藏 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

マックスバリュ西条西店

(2) 所在地

東広島市西条町寺家３７９１番地１

２ 変更に係る事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）

位 置	収容台数
A棟南側	４６台
B棟東側駐車場内	３６台
合 計	８２台

（変更後）

位 置	収容台数
A棟東側	１５台
A棟南側	４６台
B棟東側	２１台
合 計	８２台

３ 変更年月日及び変更の理由

(1) 変更年月日

平成２０年６月１６日

(2) 変更の理由

利用者の利便性の向上を図るため

4 届出年月日

平成 20 年 5 月 26 日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 20 年 6 月 9 日（月）から平成 20 年 10 月 9 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町 7 番 42 号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 20 年 10 月 9 日（木）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課